

# 「常任・専任」規制の一括的な見直しについて

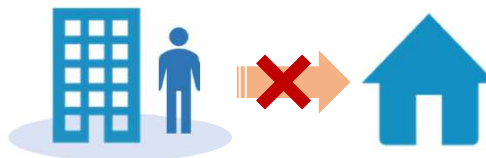
2022年3月23日

デジタル臨時行政調査会事務局

# 「常駐・専任」規制について

## 常駐

(物理的に) 常に事業所や現場にとどまることを求める規制



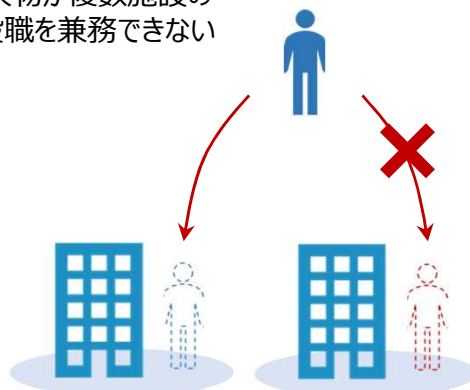
場所にとどまることが必要であり、テレワーク等の遠隔での関与が許容されない

## 専任

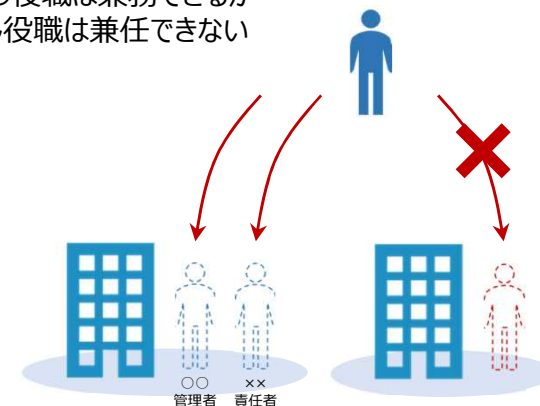
職務の従事や事業所への所属等について、兼務せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求める規制

例えば、施設の「管理者」について、当該施設の他の業務の兼務を許容していても、他の施設の「管理者」になることを一部でも制限している場合は専任規制に該当する。

同一人物が複数施設の同じ役職を兼務できない



同一施設の別の役職は兼務できるが別の施設の同じ役職は兼任できない



# 「常駐・専任」規制の典型的な規定振り

## 常駐

事業者は、△△（場所）に、○○を常駐させなければならない。

例) 司法書士法（昭和25年法律第197号）第39条第1項

司法書士法人は、その事務所に、…司法書士会の会員である社員を常駐させなければならない

## 専任

事業者は、△△（場所）ごとに、○○管理者を選任しなければならない。

例) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第11条の2第1項

旅行業者又は旅行業者代理業者…は、営業所ごとに…旅行業務取扱管理者を選任し…なければならない。

(参考)

## 選任

事業者は、○○管理者を選任しなければならない。

例) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第33条第1項

二人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者一人を置かなければならない。（後略）

# 「常駐・専任」規制とデジタル原則の点検との関係

## 構造改革のためのデジタル原則の点検の方向性

デジタル技術の更なる進展も見据えた点検の方向性

①デジタル完結・自動化原則	①-1 紙の介在（書面、原本等）を見直し、申請・通知のデジタル化を基本とするとともに、行政内部のデジタル化を徹底すること
	①-2 人の介在（対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等）を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること
	①-3 ルールをデジタルデータ化し、可能なものはアルゴリズム化することにより、機械判読可能な形で提供すること
②アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	②-1 一律の様式、手法や基準（定期点検・検査等）を撤廃し、求める性能のみ規定することで、リアルタイムモニタリング等の技術活用によるコンプライアンス確保を基本とすること
	②-2 資格要件としての学歴、経験や体制整備等に関する一律基準を撤廃して精緻化し、技術力やデジタルリテラシーによる代替を認めること
	②-3 AI時代の安全管理手法を見直し、モニタリング・制御ソフトウェア導入、ログ保存、事故原因究明協力等の制度を整備すること
	②-4 AI時代の事故責任分担について法制度・保険制度・公的救済等を含めた一体的な仕組みを整備すること
③官民連携原則 (GtoBtoCモデル)	③-1 行政サービス提供に際しベンチャーなどの民間企業のUI/UXやサービス活用を基本とすること (GtoBtoC)
	③-2 公共・準公共サービスのデータ基盤はAPIを公開することを基本とすること
	③-3 マルチステークホルダーによるガバナンス（第三者認証、監査、共同規制、自主規制等）の導入を拡大すること
④相互運用性確保原則	④-1 書式・様式を撤廃してデータモデル化し、システム間のデータ再利用を基本とすること
	④-2 API公開・接続義務等によりシステムを疎結合化・簡素化し、ロックインを回避すること
	④-3 域外適用、非対称規律解消、課徴金・制裁金の実効性確保等により、国家としての主権の確保にも留意しつつ国内外のイコールフットイングを確保すること
	④-4 国際規格への準拠、国、地方公共団体、準公共間におけるルールの整合性を確保すること
⑤共通基盤利用原則	⑤-1 IDを含むベースレジストリを特定し、その参照・利用を徹底すること
	⑤-2 目的外利用規制を整理することで、システム間のデータ再利用を可能とすること
	⑤-3 標準データ様式や調達仕様等は共通モジュールを再利用すること
	⑤-4 法令用語・タクソノミー（分類）の統一を図ること

4

# 「常駐・専任」規制の類型化(案)

**PHASE 1**  
常駐・専任規制を課している

**PHASE 2**  
デジタル技術等による見直し

**PHASE 3**  
常駐・専任規制を課していない

① 施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための「常駐・専任」規制（主としてモノのチェック等）  
例）封印取付責任者の常駐、電気主任技術者の専任、建設業における技術者の専任 等

② 利用者の保護などを目的とし、対面での対応を行うための「常駐・専任」規制（主として人への対応）  
例）旅行業務取扱管理者の常駐、介護老人保健施設の管理者の常駐、産業医の専任 等

**常駐 類型1**  
✓ (物理的に) 常に事業所や現場に留まること  
※特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けるもの

**専任 類型2**  
✓ 職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること

**常駐 類型3**  
✓ (物理的に) 常に事業所や現場に留まること  
※特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けるもの

**専任 類型4**  
✓ 職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること

**常駐義務の見直し 類型1**  
遠隔監視装置、監視カメラ、センサー等の活用による規制緩和  
【先行事例】※概要はP5  
・火力発電所における知識及び技能を有する者の常駐

**専任義務の見直し 類型2**  
左記技術活用による兼任の許容、専任者の資格要件緩和等  
【先行事例】※概要はP5  
・工事現場における監理技術者の専任

**常駐義務の見直し 類型3**  
オンライン会議システムの活用等による規制緩和  
【先行事例】※概要はP6  
・宅地建物取引業を営む事務所における宅地建物取引士の常駐  
・サービス付き高齢者向け住宅における有資格者の常駐  
・一般用医薬品営業所における薬剤師の常駐

**専任義務の見直し 類型4**  
左記技術活用による業務効率化により兼任可能にする、専任者の資格要件緩和等  
【先行事例】※概要はP6  
・事業場における産業医の専任

デジタル技術の進歩等

デジタル技術の進歩等

上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃 **類型1**  
【先行事例】※概要はP5  
・自動車の封印取付受託者の事業場における封印取付責任者の常駐  
・特定建築物における建築物環境衛生管理技術者の専任

上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃 **類型2**

# 「常駐・専任」規制の見直しに向けた先行事例①

## ① 施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための「常駐・専任」規制（主としてモノのチェック等）

規制の概要		規制緩和の概要
常駐	火力発電所における知識及び技能を有する者の常駐	発電所の運転に必要な知識及び技能を有する者による発電所等における常時監視が必要な火力発電所について、令和3年3月の省令改正により、発電所等における常時監視と同等な監視を確実に行う発電所であって、異常が生じた場合に安全かつ確実に停止することができる措置を講じている場合は、知識及び技能を有する者による発電所等における常時監視を不要とした。
	自動車の封印取付受託者の事業場における封印取付責任者の常駐	自動車の封印取付受託者の事業場に常駐させなければならない封印取付責任者について、令和3年7月の通知発出により、常駐規制を撤廃した。
専任	工事現場における監理技術者の専任	請負金額が4,000万円以上（建築一式の場合は6,000万円以上）の工事現場ごとに専任の者を置かなければならない監理技術者について、令和元年6月の法改正により、監理技術者補佐を専任で置いた場合は、他の現場の監理技術者を兼任することを可能とした。
	特定建築物における建築物環境衛生管理技術者の専任	特定建築物ごとに選任しなければならない建築物環境衛生管理技術者について、令和3年12月の省令改正により、特定建築物所有者等が管理技術者の業務の遂行に支障がないことを確認することを前提として、専任規制を撤廃した。

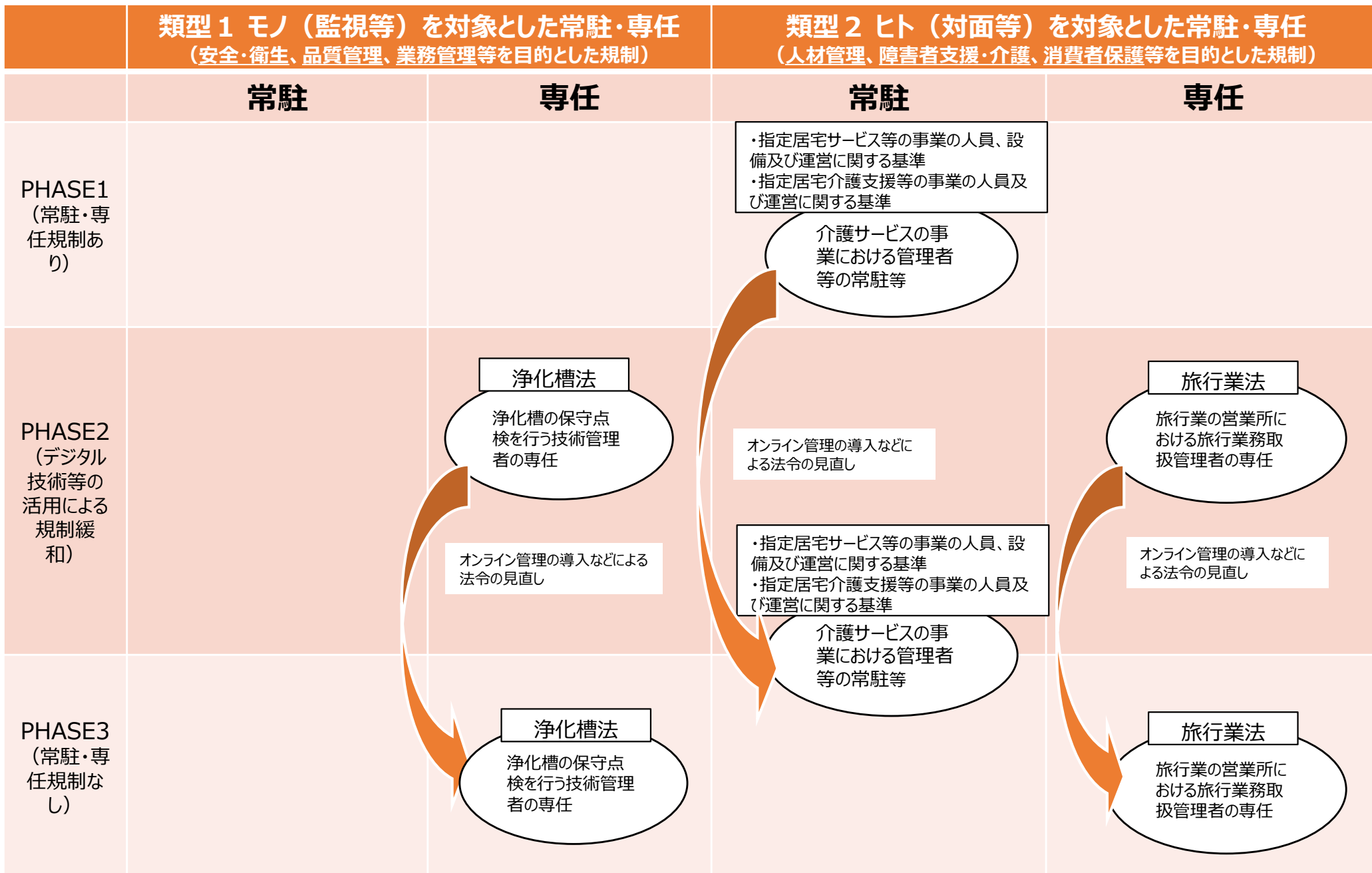
# 「常駐・専任」規制の見直しに向けた先行事例②

## ② 利用者の保護などを目的とし、対面での対応を行うための「常駐・専任」規制（主として人への対応）

規制の概要		規制緩和の概要
常駐	宅地建物取引業を営む事務所等における宅地建物取引士の常駐	宅地建物取引業を営む事務所等に常駐させなければならない宅地建物取引士について、令和3年7月の通知発出により、IT活用等により適切な業務ができる体制を確保した上で、事務所等以外において通常の勤務時間を勤務できることを明確化したことで、常駐規制を緩和した。
	マンション管理業を営む事務所における管理業務主任者の常駐	マンション管理業を営む事務所に常駐させなければならない管理業務主任者について、令和3年7月の通知発出により、IT活用等により適切な業務ができる体制を確保した上で、事務所以外において通常の勤務時間を勤務できることを明確化したことで、常駐規制を緩和した。
	旅行業の営業所における旅行業務取扱管理者の常駐	旅行業の営業所に常駐させなければならない旅行業務取扱管理者について、令和3年5月の通知発出により、旅行業務取扱管理者がテレワークを行う場合に講ずべき措置を明確化したことで、常駐規制を緩和した。
	サービス付き高齢者向け住宅における有資格者の常駐	サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐させなければならない有資格者について、平成27年3月の省令改正により、当該敷地に近接する土地に存する建物（当該敷地から歩行距離で概ね500m以内に存する建物）に常駐することを可能とした。
	一般用医薬品営業所における薬剤師の常駐	一般用医薬品の販売等のために営業所に常駐させなければならない薬剤師について、令和3年7月の省令改正により、一般用医薬品の販売時間規制（一般用医薬品の販売時間が店舗の開店時間の2分の1以上）を廃止したことで、薬剤師の常駐を緩和した。
専任	事業場における産業医の専任	労働者数50人以上の事業場ごとに選任しなければならない産業医について、令和3年3月の通知発出により、情報通信機器を用いて遠隔で産業医の職務を実施する場合の留意事項を明確化するとともに、専属産業医が他の事業場の産業医を兼任する場合の事業場間の地理的要件を廃止した。

# 「常駐・専任」規制の見直し方針(案)

(本日御議論いただく個別案件について、事務局から事前に各省に提示した方向性)





# 「常駐・専任」規制の一括的な見直しに当たっての論点

<厚生労働省>

- **介護サービスの事業における管理者等の常駐等【PHASE 現状：1、目標：2又は3】**  
(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条第2項、第6条等)  
(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第2条、第13条第14号等)

## 【経済界からの要望】

- ・ 現場で身体介護等を行う人員は維持しつつ、専門職（生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、ケアマネジャー等）が**デジタル技術を用いてサービスを提供できる場合について、常駐専任規制を緩和して欲しい。**

## 【論点】

- ・ **訪問介護（ホームヘルプ）等の事業の管理者**には常駐・専任規制が課せられているが、行政手続書類の作成、雇用管理等、**常駐をせずにテレワークを活用することのできる業務があるのではないか。**また、デジタル技術の発展に伴い、**複数施設の管理者を兼務する余地が広がっているのではないか。**
- ・ **通所介護（デイサービス）の事業の機能訓練指導員や看護師等**については、複数施設の業務を同時に行うことが許容されるか否かが法令上必ずしも明らかではないが、デジタル技術の発展により、**複数施設の利用者を対象とする業務を同時に行うことも可能になってきているのではないか。**（例：ビデオ会議ツールを用いた推奨運動のライブ配信／入浴前のバイタルチェック）
- ・ **居宅介護支援の事業の介護支援専門員（ケアマネジャー）**については、特段の事情のない限り、少なくとも毎月一回、利用者の居宅を訪問・面接することが求められているが、新型コロナ対策として**例外的に電話やビデオ会議ツールを用いた面接が認められた。**この間の経験も踏まえ、特段の支障がなければ、**恒久化することで介護業界における人手不足の解消にも繋がるのではないか。**

# 「常駐・専任」規制の一括的な見直しに当たっての論点

<国土交通省（観光庁）>

## ○ 旅行業の営業所における旅行業務取扱管理者の専任【PHASE 現状：2、目標：3】（旅行業法第11条の2）

### 【経済界からの要望】

- 顧客が別店舗での契約を望む場合の対応を効率化したり、コロナ禍で店舗が休業した場合に他店舗へ人員を柔軟に配置したり、オンライン上での予約対応を円滑に行ったりするため、**旅行業務取扱管理者の各営業所単位での専任規制を、事業者単位の選任に緩和して欲しい。**

### 【論点】

- 現在は営業所単位で専任規制が課せられているため、管理者は、原則として複数の営業所の管理者を兼務することができないが、デジタル技術の発展により、**計画の策定や記録の保管など、兼務をしても旅行業の適正な運営の確保に支障を生じない業務もあるのではないか。**
- また、管理者の役割のうち、取扱料金の掲示、契約書面の交付といった「紙」が介在する業務の見直しを同時に進めれば、**管理者が複数の営業所の管理者を兼務する余地が更に広がるのではないか。**

<環境省>

## ○ 浄化槽技術管理者の専任【PHASE 現状：2、目標：3】（浄化槽法第10条）

### 【論点】

- 処理対象人数が501人以上の浄化槽に置かれる浄化槽技術管理者は、現在、原則施設ごとの専任規制が課せられているが、浄化槽の保守点検及び清掃作業の統括という管理者の業務の性質上、デジタル技術を活用することにより、**幅広く兼務を認めることとしても支障がないのではないか。**
- また、すでに一定の要件（遠隔監視装置、異常発生時の即応体制の整備等）を満たす浄化槽については、保守点検頻度を2週間に1回から月1回に緩和（令和3年9月）する合理化が図られた。今後も**業務そのものの効率化を推進することで、管理者が複数の施設の管理者を兼務する余地が更に広がるのではないか。**